

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）

改正案	現行
<p>(訳文の添付)</p> <p>第二条 法、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「令」という。）又はこの府令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官に提出し、受益者に交付し、又は投資主に通知する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、令第八条第二号に掲げる証券投資信託に類する外国投資信託の受益証券の発行者が金融庁長官に提出する当該外国投資信託に関する書類のうち次に掲げるもの（英語で記載されたものに限る。）については、この限りでない。</p> <p>一 法第五十八条第二項の規定により同条第一項の規定による届出に添付すべき書類</p> <p>二 第九十九条の規定により法第五十九条において準用する法第二十九條及び第三十一條の規定による届出に添付すべき書類</p> <p>(資産保管会社の利害関係人等)</p> <p>第五十五条 令第三十四条に規定する資産保管会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 資産保管会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者</p>	<p>(訳文の添付)</p> <p>第二条 法、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「令」という。）又はこの府令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官に提出し、受益者に交付し、又は投資主に通知する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(資産保管会社の利害関係人等)</p> <p>第五十五条 令第三十四条に規定する資産保管会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 資産保管会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者</p>

イ (略)

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であった者(役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条において同じ。)及び使用人が、当該資産保管会社の取締役若しくは執行役(これらに類する役職にある者を含む。以下この条において同じ。)又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

二 資産保管会社によってその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ (略)

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びに当該資産保管会社の役員であった者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

イ (略)

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であった者(役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条において同じ。)が、使用人及び使用人であった者(使用人でなくなった日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条において同じ。)が、当該資産保管会社の取締役若しくは執行役(これらに類する役職にある者を含む。以下この条において同じ。)又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

二 資産保管会社によってその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ (略)

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びに当該資産保管会社の役員であった者、使用人及び使用人であった者が、当該法人等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。